

福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金にかかるQ&A

福島県雇用労政課

令和2年3月24日適用

【趣旨】

Q1 高度人材以外の正社員雇用も見込まれることとは、どのようなことですか。

A1 高度人材を雇用した効果として、事業拡大等がなされ当該高度人材以外の正社員雇用創出が見込まれることです。

【補助対象者】

Q2 県内中小製造業者であれば補助対象者となりますか。

A2 再生可能エネルギー、医療、ロボット、航空宇宙及び輸送用機械・半導体関連産業に関連する事業かつ、要綱第2条第1項第3号に定める日本標準産業分類中分類に定める業を営む者で、同条同項第4号に定める雇用保険適用事業者であることなどの全てを満たす場合、補助対象者となります。

【補助対象者】

Q3 上記Q2の関連産業で当該分類に該当する中小製造業者ですが、県外に主たる事業所がある場合補助対象者となりますか。

A3 県内に主たる事業所がある場合のみ補助対象者となります。

【補助対象者】

Q4 福島県内に主たる事務所を有する中小企業の定義を教えてください。

A4 原則として、本社機能を福島県内の主たる事務所に有する中小企業を対象とします。

※詳細については雇用労政課にお問い合わせください。

【補助対象者】

Q5 高度人材を、福島県プロフェッショナル人材戦略拠点を通さずに新たに雇用した場合、補助金の申請はできますか。

A5 原則できませんが、福島県プロフェッショナル人材戦略拠点において高度人材であることの認定を受けた後であれば、申請可能です。

また、高度人材を雇い入れる7日前に申請書を提出する必要がある点にご留意ください。

【補助対象者】

Q6 高度人材の採用に関し、国、県又は市町村から補助を受けている場合、補助対象者となりますか。

A6 併給は認めていないため補助対象者とはなりません。併給にあたるか不明な場合は雇用労政課までお問い合わせください。

【補助対象者】

Q7 補助対象事業を行っている県内中小製造業ですが、みなし大企業であり、高度人材を正社員として雇用する場合、申請は可能でしょうか。

A7 製造業における中小企業の定義に合致する場合は申請可能です。

【補助対象事業】

Q8 県内の中小製造業者ですが、再生可能エネルギー、医療、ロボット、航空宇宙及び輸送用機械・半導体関連産業の事業を行っていない場合で高度人材を正社員として雇用する場合、申請することは可能でしょうか。

A8 対象産業の事業を行っていない場合は、申請することはできません。

【補助対象事業】

Q9 本事業における高度人材の定義を教えてください。

A9 高度かつ専門的な技術や技能、知識、ノウハウ、指導経験等を有し、企業の中核を担う実務経験が通算して3年以上あり、福島県プロフェッショナル人材戦略拠点の認定を受けた人材を指します。

【補助対象経費等】

Q10 高度人材が福島県に移転する費用や、人材派遣会社から高度人材を紹介していただいた手数料は、補助対象経費となりますか。

A10 移転費用や紹介手数料は補助対象外です。補助対象経費は、高度人材の県内への移動に伴う旅費（社内規定等に基づくものによる）、人件費（給与、賞与、超過勤務手当、通勤手当、役職手当等の諸手当、社会保険料のうち事業主負担分）のみとなります。

【補助対象経費等】

Q11 高度人材の年齢に関して、制限はありますか。

A11 高度人材の要件を満たしていれば、年齢に関する制限はありません。

【補助対象経費等】

Q12 高度人材本人が負担した経費（引越費用など）についても補助対象経費になりますか。

A12 引越費用等は補助対象外です。補助対象経費は、補助対象事業者の就業規則等に基づき支給する旅費及び人件費に限られます。

【補助対象経費等】

Q13 高度人材の退職手当は補助対象となりますか。

A13 人件費は正社員として雇う場合に対象とするものであることから、退職手当は補助対象になりません。

【補助対象経費等】

Q14 高度人材は、補助対象期間終了までに生活の本拠を県内に移すこととされていますが、住民票を異動させる必要はありますか。

A14 住民票の異動までは求めませんが、県外から通勤するなど、生活の本拠が県内にない場合は補助対象外となります。

【補助対象経費等】

Q15 住宅手当は補助対象経費となりますか。

A15 住宅手当は補助対象外です。

【補助対象期間】

Q16 本事業を2月1日から7月31日までの6か月実施したいと考えています。年度が変わる4月以降の分は補助対象となりますか。

A16 単年度予算としての計上であるため、補助対象期間は当年度限りとなり、翌年度分は対象となりません。このため、年度を超えて事業を実施することは可能ですが、補助対象期間は当該年度の2月末日までとなります。

【補助対象期間】

Q17 「高度人材を無期として新規雇用を開始した日」とは、いつを指すのでしょうか。

A17 雇用期限の定めがない正規社員として本採用となった日を指します。

【実績報告】

Q18 事業完了後に必要な手続きはありますか。

A18 事業終了後は、様式第5号により事業の実績を報告していただく必要があります。

報告に際して、添付書類として人件費の詳細が確認できる書類（賃金台帳や出勤簿等）や県内への移動が分かる住民票抄本または生活の本拠を県内に移したことが分かる書類（アパートの賃貸借契約書等）の提出をお願いします。事業の関係書類は、会計検査院の検査の対象となりますので、事業終了年度から5年間保管してください。

【補助金請求】

Q19 実績報告の際、確認できる書類が提出されない場合、どうなるのでしょうか。

A19 支払った実績が確認できない場合は、額の確定ができないことから、補助金の支給ができません。

【補助金請求】

Q20 交付決定後、高度人材が自己都合で退職した場合、期間中に支払った人件費を請求することはできますか。

A20 高度人材が自己都合により退職した場合、期間中に支払った人件費を請求することは可能ですが、請求できるのは実績分のみとなります。

なお、退職したことが判明した場合は、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を県に提出してください。

【その他】

Q21 本補助金は、令和2年度以降も実施するのですか。

A21 令和2年度は実施しますが、単年度予算のため令和3年度以降は未定です。